

各 市 町 村 長 殿

(障がい福祉主管課)

福 岡 県 福 祉 労 働 部 長

(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

令和 4 年度障がい者（児）福祉施設整備に係る補助協議について（通知）

障がい福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

標記整備について、下記のとおり協議を受け付けますのでお知らせします。

つきましては、貴市町村内において整備が予定されている施設の事業者に対し、本通知に基づき、協議書を提出するよう貴職から指導をお願いいたします。

## 記

### 1 協議対象

別添 1 「令和 4 年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について」に基づく施設整備

(注 1) 別添 2 「令和 4 年度協議対象とする事業」及び別添 4 「協議書における留意事項」の条件を満たすこと。

また、別添 3 「協議対象となる整備区分」に該当すること。

(注 2) 国の予算の制約があり、必ず採択されるものではありませんので、御了承願います。

(注 3) 今後の国庫補助制度の改正により、補助対象等が変更される場合がありますので、申し添えます。

### 2 提出資料

#### 【紙媒体での提出】

別添 6 「令和 4 年度障がい者（児）福祉施設協議様式」を 2 部

(1 部は管轄の県保健福祉（環境）事務所、1 部は県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室に提出)

#### 【電子媒体での提出】

紙媒体提出資料のうち、「社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表」の「電子データ」欄に○が記された資料のデータ

(注 1) 添付書類の「市町村長意見書」は、別添 5 「市町村意見書における留意事項」を踏まえて作成してください。

(注2) 今回は令和3年度の国庫補助協議書の様式で提出いただきますが、令和4年度の国庫補助協議書の様式が判明次第、新たな様式で提出を依頼する場合があります。

### 3 提出方法及び提出期限

#### 【紙媒体】

提出先：管轄の県保健福祉（環境）事務所及び県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

提出期限：令和3年9月30日（木）（必着）

#### 【電子媒体】

提出先：県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

提出方法：電子メール（[shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp)）

提出期限：令和3年9月30日（木）（必着）

※ 事前相談及び県障がい福祉サービス室への書類の提出については、予め電話にて御連絡ください。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月以降	補助協議に対する施設ヒアリング、現地調査
令和4年2月頃	県が国庫補助協議の対象とする（しない）ことの通知
3月頃	国庫補助協議
7月頃	補助内示する（しない）ことの通知
7月以降	交付申請 → 交付決定 → 事業着手（年度内完了）